

# 令和3年度「大規模災害学費減免制度」出願要項

## 【目的】

大規模災害学費減免制度は、國學院大學での修学が困難となった被災学生に対し、学費を減免することにより学業を奨励し、経済援助を行うことを目的とする。

### ※対象とする災害

令和2年12月16日からの大雪(新潟県南魚沼市、南魚沼郡湯沢町)

令和3年1月7日からの大雪による災害

(秋田県・新潟県・富山県・福井県、以上4県の22市町村)

令和3年福島県沖を震源とする地震(福島県8市9町)

令和3年栃木県足利市における大規模火災(栃木県足利市)

令和3年新潟県糸魚川市における地滑り(新潟県糸魚川市)

[内閣府防災状況ページ][http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

## 【対象者】

I. 本制度の対象者は、本学学生(学部、大学院、専門職大学院、専攻科、別科)のうち、**災害対策基本法第2条第1項に定めた災害**(以下「大規模災害」という。)により被災し、次の各号に定めるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 主たる家計支持者が、災害救助法適用地域に居住している者
- (2) 主たる家計支持者の家計が、大規模災害により急変し、学費の支弁が困難と認められる者
- (3) 修学に対する意欲と学業継続の強い意志があり、成業の見込みがある者
- (4) 原則として、日本学生支援機構奨学金等の貸与奨学金を受けている者、若しくは貸与予定者である者  
※但し、日本学生支援機構給付奨学金受給者も対象とする。

II. 本制度の対象者は、前項各号に定める要件のほか、大規模災害に起因した次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 家計支持者が死亡又はこれに準ずる高度障害を受けた場合
- (2) 家計支持者が居住する家屋が、全壊、全焼、全流失、大規模半壊、半壊及び一部損壊等の被災を受けた場合(一部損壊の対象は当該年度限り)
- (3) 家計支持者の収入又は所得が激減し、学費の支弁が著しく困難となった場合
- (4) 家計支持者の居住地が避難地域等に指定され、避難を継続している場合

## 【減免額】

本制度の減免額は、当該年度の授業料、施設設備費及び維持運営費の全額、7割、半額、3割及び1割とする。

## 【願書配布】

令和3年4月3日(土)より、大学HPからダウンロード開始

【願書受付】 [郵送提出] 令和3年4月20日(火)必着

[窓口提出] 令和3年4月19日(月)・20日(火)事務時間内

※提出書類等が期日までに揃わない場合は、下記担当窓口に事前にご相談ください。

### 【郵送・願書提出先】

#### 文・法・経済・神道文化学部

[窓口] 学生生活課(渋谷キャンパス) 9:00~16:00 ※事務休止時間を除く

[郵送先] 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28 國學院大學 学生生活課 学内奨学金係

#### 人間開発学部

[窓口] たまプラーザ事務課(たまプラーザキャンパス) 事務開室時間内 ※事務休止時間を除く

[郵送先] 〒225-0003 神奈川県横浜市青葉区新石川3-22-1 國學院大學 たまプラーザ事務課 学内奨学金係

**【提出書類】**

「申請書の提出書類について」を参照してください。

**【選考予定】**

採用者発表 令和3年5月19日(水)予定

減免(給付) 令和3年6月中旬予定

※K-SMAPY IIお知らせ機能にて配信および採用者には本人・保証人宛採用通知を発送します。

**【備 考】**

- ・本制度の出願希望者で、日本学生支援機構奨学金を受けていない方は、事前に学生生活課窓口にご相談ください。
- ・本制度は、申請者全員を対象とするものではありません。審査により対象にならない場合もありますので予めご了承ください。

**【問合せ先】**

文・法・経済・神道文化学部

〒150-8440 東京都渋谷区東 4-10-28 國學院大學学生生活課

TEL 03-5466-0145 FAX 03-5466-0182

人間開発学部

〒225-0003 神奈川県横浜市青葉区新石川 3-22-1

TEL 045-904-7700 FAX 045-904-7708